



別記第 1 3 号様式(第 2 0 条関係)

一般廃棄物 ~~処 分 業~~ 収集運搬業 許可証

許 可 番 号	北広環境指令第 1 0 5 号
営業所(処分業にあつては 処理場)の所在地又は住所	北広島市中央 4 丁目 6 番地 4
営業所(処分業にあつては 処理場)の名称	広島建設株式会社
事 業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)
営 業 の 区 域	北広島市全域
許可の有効期限	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
許 可 条 件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の収集運搬を行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 4 0 条第 2 項の規定により、
上記のとおり許可する。

令和 4 年 3 月 3 日

北広島市長 上 野 正 三

